

第2章 明治時代（創立期）

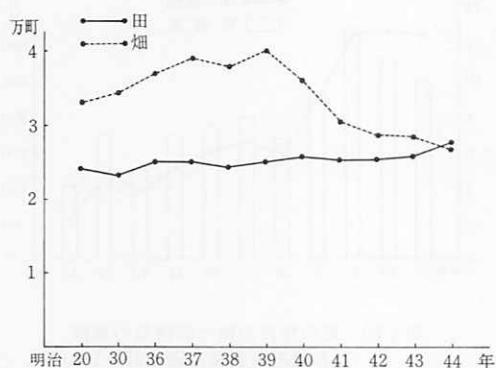
明治36年～明治45年（1903～1912）

第1節 当時の農業事情

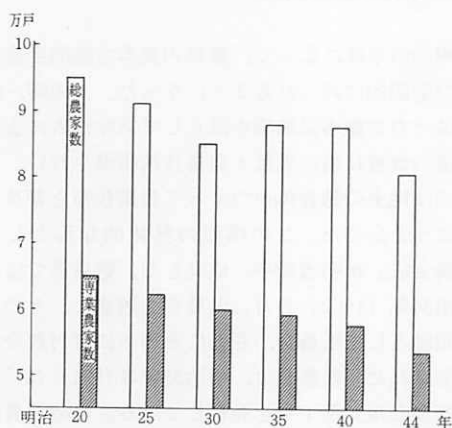
本県農事試験場が設立された当時（明治36年）の耕地面積は、田・畑計6万5000町歩内外で、うち水田が2万5000町前後であり、畑の占める割合が圧倒的に高い。しかし明治末年になると水田が増

加しその割合が逆転するのである。このように短期間に畑地が大巾に減少した理由として、焼畑が造林の普及によって林地化したためと、水利開発事業の進展（明治41年の麻名用水、板名用水の通水）により畑地が水田に転換されたことによるものとされている。農家戸数8万4000戸、内専業農家数5万5000戸で約65%を占めているが、年とともに農家戸数、専業農家とも次第に減少している。また、当時における自作農は35%に止まり、自作農兼小作農47%、小作農18%であり明治38年には小作地が2万7000町歩をこえるようになる。また、小作料は収量の50～60%を課せられ、さらに裏作の麦年貢は藩政以来の伝統であり全国的にもその例がないきびしいものであった。反収は、年によって変動が大きく、1石5斗～1石9斗内外であり、2石を越えることはなかった。

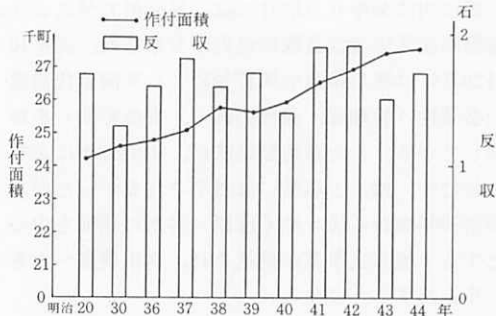
なお当時の農事について、農会報（明治35年）には、つぎのごとく記している。



第1図 田畑面積の推移
(都道府県農業基礎統計, 1983)



第2図 総農家数と専業農家の推移
(都道府県農業基礎統計, 1983)



第3図 水稲の作付面積と反収
(都道府県農業基礎統計, 1983)

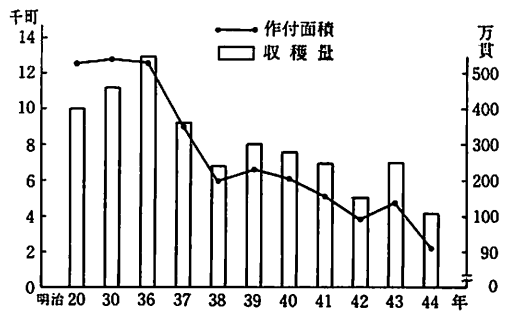
「古来本縣は藍作の本場として世に知られ従て南方米作地を除くの他は専ら力を藍作に用ひ他の作物改良に意を用ひざりし為め其進歩他縣に比し稍々遅れたるの感あり然るに維新以降交通貿易の道大に開けたると共に本縣の農業に於ても之が影響を被むり第一に甘蔗作は外糖の輸入に壓せられ漸次反別を減じ藍作も印度藍の輸入と人造藍の發明肥料の騰貴等により従來の如く利益多からず未だ著しく反別を減ずるに至らざるも將來を憂慮するの人士少なきにあらず此時に當り農家たるもの世界の勢に鑑み因循姑息の方針を捨て農事改良に就き充分奮勵せば未だ全く失望するに足らずして却て前途有望なる光明を認むるを得ん」とあり以下、米作、麦作、大豆その他の豆類、葉藍、葉タバコ、蚕繭、果樹、野菜、牛馬、山林などの概括と技術改善の要点を指摘している。

農業行政面では徳島県農事実行督励規程を明治36年に議定し、農事の改良普及を督励している。その内容は稲麦の撰種、短冊形苗代設置、害虫駆除豫防、麦黒穂の防除、緑肥作の普及、堆肥の改良普及、稲麦の種子交換、米の俵装改良、肥料、種子、農具の共同購入、蚕病消毒剤の共同購入、稚蚕の共同飼育、繭の共同販売、製絲法の一定などであり、各項目ごとに詳細な実施方法が規定され農業試験場職員は、この事業の推進委員として任命されている。これらの規定を受けて郡や町村では、共同苗代設置補助規定を定め作物の生産安定に努力している。これより先、明治35年1月9日には徳島県令第一号として「稲苗代ハ蒔幅ヲ四尺以内トシ其外側ニ踏切又ハ通路ヲ設クヘシ背ク者ハ五拾銭以上登圓九拾五銭以下ノ料ニ處ス」とある。

更に明治38年6月27日には、県令第32号により、徳島県産米俵装改良取締規則が公布され、同年10月26日には徳島県訓令第17号により共同苗代設置の必要性（管理面、品種の統一、害虫駆除）を督励している。また耕地整理法が、明治32年に公布されたが、殆んど事業には着手されなかったが、明治39年頃からようやく灌漑・排水の調節を中心とする土地改良事業が推進され、水田農業へ大きく歩み出すことになる。

1. 阿波藍の衰退

明治維新以降、全国的な需要拡大により葉藍栽培と藍玉の生産は一層の発展を遂げ、明治36年には作付面積1万5099町歩、葉藍生産量2万1958tと史上最高を記録した。その後、阿波藍はインド藍や人造藍に押され、明治45年には、2,888haと激減し、その藍畑跡地は桑園に転換されたり、開田されて水稻一麦の1年2作の土地利用体系が確立されたのである。その後の藍作は、大正5～7年に一時期復興して4,000～5,000町に達したが、昭和元年には502haとなり次第に衰退してゆくのである。昭和40年には4haまで減少したが、最近では藍染に対する懐古調や新装衣類への開発など阿波シジラの価値が見直され、ここ数年間は15～20ha内外の作付面積で推移している。



第4図 藍の作付面積と収穫量の推移
(都道府県農業基礎統計, 1983)

2. 県農会の設立

明治の半ばになって、農業の資本主義的生産方法が全国的にみられるようになった。この時、政府は一方で農事試験場を設立して官庁役人による農法の改善技術の実証と農業技術指導を行い、一方では地主の結合体をつくって農業技術を普及させようと企てた。この構想の具体的な形として「農会法」が明治32年に成立した。徳島県では、明治34年(1902)8月に県農会を設立し、その下部組織として郡農会、さらにその下に町村農会が設立された。県農会は、明治35年3月21日に「徳島県農会報」第1号を発刊している。当時の農商務省農事試験場、四国支場長今関常次郎氏は、その発刊を祝し次のような一文を寄せている。

第2章 明治時代（創立期）

「徳島縣農會ノ組織完成セラレ其機関トシテ農會報ヲ發兌セラル此レ吾人ノ夙ニ翹望セシ一大美舉ニシテ實ニ國家ノ為メ慶賀スル所ナリトス今ヤ時勢ノ進運ハ農會ノ活動ヲ促カシテ止マザルモノアリ徳島縣農會ハ本會報ニヨリテ或ハ下級農會ヲ鼓舞督勵シ或ハ當業者ヲ啓發誘導スル等ヲ以テ能ク縣下農業界ヲ刷新シテ其福利ヲ増進スルコトヲ得バ豈ニ畜ニ本縣ノ幸ノミナランヤ余ハ本會報ノ健全ナル發育ヲ遂ケ能ク本縣農界ニ活動シ農事改善ノ責務ヲ完トウセンコトヲ切ニ希望シテ已マザルナリ聊カ蕪辭ヲ草シテ發刊ヲ祝ス」

徳島農會報は、月刊から大正13年には旬刊へ、昭和11年からは月2回発刊され昭和16年頃まで続刊されている。この記事の中には農事試験場における試験の成果や技術解説、稲、麦の作況などが逐次報告され広く農家の技術普及に貢献している。なお同農會報には号外や特別編集として、

- ・稲作害虫篇附益虫略解（明治36年7月3日）押方克己、林寅藏共編
- ・共同苗代設置に関する要項（明治43年3月）徳島農會報第44号、徳島農會
- ・緑肥のすすめ（明治43年8月10日）徳島農會報号外、徳島農會
- ・各郡共同苗代の一斑（明治44年3月）徳島農會報 第47号、徳島農會
- ・稲作經濟調査概要（明治44年10月29日）徳島農會報 第54号、徳島農會
- ・稲の乾燥法（明治44年11月7日）徳島農會報 第55号、徳島農會などが刊行され当時の主要農業技術が解説されている。

3. 農業学校の設立

明治34年12月徳島農會議長は、当時の徳島県知

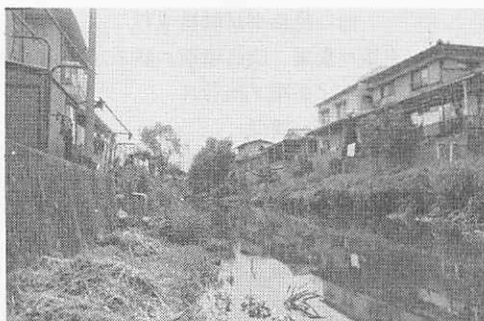
事に農業学校設立の必要性を説き、35年度に起工し、37年度に開校する予算編成の要望を建議している。明治37年4月30日農業学校が設立され、初代農業学校長には、農事試験場長木戸辰三郎（明治37年2月16日～明治37年12月）が就任した。以降、向坂幾三郎（明治38年2月24日～明治39年8月7日）、山崎熊太（明治39年8月24日～明治43年1月21日）、掛飛作太郎（明治43年1月21日～大正2年8月30日）、清水勝雄（大正2年8月30日～大正4年6月22日）の5名が場長と学校長を兼任している。

4. 袋井用水

農業試験場もとの所在地（徳島市鮎喰町）と切り離すことのできないのが袋井用水である。夏は冷涼、冬暖かい清流がとうとうとして流れ試験場に勤務した多くの人が、この水で身を清め、脚を流した思い出をもっている。袋井用水は元禄5年（1692）名東郡島田村の庄屋楠藤吉左衛門が長さ200間の用水池を掘ることを計画し、郡奉行に出願したが、藩はその成功を危ぶみなかなか許可されず、元禄7年によくやく着工した。施行途中計画の変更などで予算が狂い幾度も進退に窮した。吉左衛門は、先祖伝来の田畑19町のほとんどをつぎ込んで、ようやくにして元禄12年（1699）7月に水源を発見することができた。そうして子孫三代にわたってその業を継いで、ついに徳島市西部一帯の水田をうるおす灌漑用水をつくったのである。場員に多くの思い出を残した袋井用水は、今は昔の面影はなく、かつての清流は、水枯れて東西の両堤防には住居が建並び、わずかに生活污水の流れる川に変わってしまっている。



昭和初期の袋井川



現在の袋井川（昭和58年）

第2節 徳島県農事試験場の設立

設立の動機

国に農事試験場が設置された当時（明治26年）は、府県の農事試験場はほとんど未設置の状態であった。明治27年（1894）に府県農事試験場規程が制定され、明治28年（1895）4月および明治29年（1896）4月に国の試験場・支場長会および、府県の農事巡回教師協議会などで府県の農事試験場のあり方が検討され、その性格が次第に明瞭になってくる。明治32年（1899）6月「府県農事試験場国庫補助法」（法律第102号）によって国庫の補助がつくようになり、府県立農事試験場の設置が盛んに行われるようになる。

本県においては、明治36年3月31日付をもって元農商務省農事試験場四国支場が廃止になると、そ

の建物（事務所、宿直室、物置、半蒸発室、収穫舎、肥料小屋、農夫舎及物置）の私下を受け、また同場に栽植していた、ミカン、ナシ、リンゴ、モモ、ビワ、カキ、イチヂク等の果樹も無償で譲り受けた。そうしてつぎのように告示された。

「徳島県告示第百二十一号、本年四月ヨリ左記ノ地ニ徳島県農事試験場ヲ設置ス

明治三十六年四月一日

徳島県知事 亀井英三郎

徳島県名東郡加茂名村大字東名東村字戸尻二百二十九番地

ここに徳島県農事試験場の設立をみたのである。場長事務取扱として川村雄二郎が四国支場技手から徳島県技手に転じ、同支場施行の試験を継続して実施することとなる。

第3節 組織・機構・施設（諸規程など）

（1）組織・機構

組織・機構はつぎの県令や細則によって規定された。

徳島県令第三十五号

徳島県農事試験場規程別紙ノ通定ム

明治三十六年四月一日

徳島県知事 亀井英三郎

徳島県農事試験場規程

第一條 本場ハ農業ノ改良増殖ニ關スル試験ヲ為シ兼テ左ノ事項ヲ施行ス

一、巡回教習又ハ講話

二、種苗、蚕種及種畜ノ配付

三、土壤、肥料、農産物等ノ分析

四、種苗、肥料等ノ鑑定

第二條 本場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長 一名

技師 若干名

技手 若干名

書記 一名

第三條 場長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ場務ヲ掌理ス

第四條 技師技手ハ上職ノ指揮ヲ承ケ業務ニ従事ス

第五條 書記ハ場長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第六條 本場ニハ試験分析及調査ヲ補助セシムル為メ特ニ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 場長事故アルトキハ首席者其ノ事務ヲ代理ス

第八條 業務ノ計画ハ年度ノ始ニ於テ場長ヨリ知事ニ申請シ認可ヲ受クベシ

第九條 試験講習及種苗等ノ配付ニ着手セントスルトキハ其順序方法期日ヲ具シ場長ヨリ知事ニ申報スベシ

第十條 試験ノ成績ニ關スル報告書ヲ發行セントスルトキハ場長案ヲ具シテ知事ノ認可ヲ受

第2章 明治時代（創立期）

クベシ

第十一條 左ノ事項ハ場長ヨリ具狀シ知事ノ許可ヲ受クベシ

一、場務ニ関スル規則ノ新設變更若クハ廢止ニ関スル事

二、職員旅行帰省ニ関スル事

三、助手ノ進退ニ関スル事

第十二條 左ノ事項ハ場長決行ノ后知事ニ申報スベシ

一、職員ノ管内出張ニ関スル事

二、職員ノ業務分擔ニ関スル事

三、小使給仕、常雇農夫其他雇員ニ関スル事

第十三條 場長ハ主官事務ニ就キ其名ヲ以テ部署長、郡市長等ト文書ノ往復ヲナスコトヲ得

第十四條 職員出張シタルトキハ帰場後五日以内ニ復命書ヲ場長ニ差出スベシ

復命ノ事件重要ナルカ若クハ参考ニ資スヘキモノト認ムルトキハ場長ヨリ之ヲ知事ノ閱覽ニ供スベシ

第十五條 職員私事ニ関スル願書ハ場長ヲ經由スベシ

第十六條 文書取扱及服務心得上本規程ニ定メザル事項ハ本縣處務細則ヲ準用ス

附 則

第十七條 本規程ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

これを受けて、徳島県農事試験場處務細則が制定されている。

徳島県農事試験場處務細則

一、服務心得

第一條 職員昇場スレハ直チニ親ラ出勤簿ニ捺印シ然ル後各擔任ノ職務ニ就クベシ但遲參ノトキハ直チニ其理由ヲ申出ツベシ

第二條 職員疾病其他ノ事故ニヨリ欠勤スルトキハ昇場時刻后二時間以内ニ届書ヲ出シ擔任事務ニシテ至急ヲ要スルモノハ其意見ヲ場長ニ申出ツベシ

第三條 職員疾病ニヨリ欠勤スルトキハ最初十日間ハ届書ヲ差出シ十一日ニ至レバ醫証ヲ添へ其後ハ二十日毎ニ醫証ヲ添へ届出ツベシ

第四條 執務時間中發病又ハ止ムヲ得ザル事故ニヨリ退場セントスルモノハ其事由ヲ届出ツベシ

第五條 執務時間中場外ニ出ツルトキハ公用ト雖トモ場長ヘ申告シ置クベシ

第六條 場長在場ノ間ハ退場時間ヲ過クルモ許可ヲ得サレバ退散スル事ヲ得ス

第七條 各自擔任ノ職務ニ就テハ常ニ其利權ヲ計ルベキハ勿論例令擔任ニアラズト雖トモ相補助シテ場務ノ上進ヲ期スベシ

第八條 擔任外ノ事ト雖トモ場長ノ指揮アルモノハ特ニ之ニ従事スベシ

第九條 職員退場ノトキハ各其管理スルトコロノ書籍帳簿物品等遺漏ナク所定ノ場所ニ収メ散逸セシムベカラズ

第十條 職員退場ノ時ハ各其管理スルトコロノ重要ノ書類等別筐ニ収メ非常持退ノ準備ヲナシ鎖鑰ハ必ず宿直員ニ引渡スベシ

第十一條 父母ノ病氣看護轉地療養又ハ父母ノ年回墓參等ノ為メニ欠勤スルトキハ日限ヲ定メ旅行先ヲ明記シ届出ツベシ

但シ病氣ニカカルモノハ醫証ヲ添ユベシ

第十二條 忌引届ハ其血統續柄及死亡ノ日等ヲ明記シ又父母ノ祭日等ニ當リ休暇スルトキハ前日ニ於テ其旨ヲ記シ届出ツベシ

第十三條 新任職員ハ拜命後一週間以内ニ履歷書及住所印鑑届ヲ差出スベシ異動アリタルトキハ又同シ

第十四條 轉任免官等ノ節ハ其擔任事務ヲ辭令書受領ノ日ヨリ五日以内ニ引継ヲナスベシ若シ日限内ニ引継ク事能ハザルトキハ其旨場長ヘ届出ツベシ

二、分課擔任心得

第一條 場務ヲ分チテ試験部・庶務部・及會計部ノ三部トス

第二條 試験部ヲ分チテ普通作物係・特有作物係・菌虫係・家畜係ノ四係トス

第三條 試験部各係ハ場長ノ指揮命令ヲ受ケ次ノ事項ヲ所理ス

一、試験ニ関スル事

一、試験成蹟書ハ夏作ハ二月十日冬作ハ九月十日ヲ期シ調製ノ事

一、其係ニ属スル家屋農具備品等一切管理ノ事

一、毎年三月二十日ヲ期シ器具ノ調査ヲナス事

一、毎年五月三十日ヲ期シ其係ニ関スル次年度豫算ヲ調製スル事

- 一、毎年三月廿日ヲ期シ次年度ノ試験豫定事項ヲ調整スル事
- 一、右ノ外各係ニ属スル一切ノ業務
- 第四條 庶務部ハ場長ノ指揮命令ヲ受ケ次ノ事項ヲ所理ス
- 一、場長印及場印保管ノ事
- 一、文書ノ起案及審査ニ関スル事
- 一、文書ノ記録及保存ニ関スル事
- 一、書類ノ接受及發送ニ関スル事
- 一、職員出勤簿其他諸帳簿ノ調製整理保管ニ関スル事
- 一、諸般ノ儀式ニ関スル事
- 一、右ノ外庶務部ニ属スル一切ノ業務
- 第五條 會計部ハ場長ノ指揮命令ヲ受ケ次ノ事項ヲ所理ス
- 一、次年度豫算ニ関スル事
- 一、物品ノ購入及拂下ニ関スル事
- 一、物品ノ受授ニ関スル事
- 一、金錢ノ収支及勘定ニ関スル事
- 一、金錢物品ノ諸帳簿調製ニ関スル事
- 一、土地建物及備品保管ニ関スル事
- 一、右ノ外會計部ニ属スベキ一切ノ業務
- 三、場員會議
- 第一條 場長ハ場務ニ関シ會議ヲ開キ場員ノ意見ヲ徴ス
- 第二條 場員會議ハ必要ノ場合ニ於テ隨時開会スルモノトス
- 第三條 議案ハ場長ヨリ發スルモノトス
但シ場務ニ関シ意見アルモノハ議案ヲ起草シ開会前ニ場長ニ差出スベシ
- 第四條 決議事項ヲ施行スルト否トハ場長ノ意見ニヨルモノトス
- 第五條 議事ノ事項ハ總テ保存ス
- 第六條 議事ハ通常談話体ニシテ各意見ヲ悉スヲ主トス
- 四、公文書取扱心得
- 第一條 本場ニ到着セシ公文書ハ庶務主任之ヲ受ケ親展ノモノハ直チニ本人ニ送達シ其他ハ總テ開封シテ件名出所月日收受番號等ヲ文書收受簿ニ記入シ本書ノ欄外ニ受付月日ヲ記入シ場長ニ差出スベシ
- 第二條 回答若クハ調査ヲ要スル公文書ハ庶務主任之ヲ場長指名ノ職員ニ交付シ主任ノ

- 檢印ヲ徴スベシ
- 第三條 文書ノ交附ヲ受ケタル主任ハ即日其立案ニ着手シ緩急ニ應ジ所理スベシ
- 第四條 場長ノ許可ヲ得ルニアラサレバ相互ノ間ニ於テ交附ヲ受ケタル文書ヲ移轉スル事ヲ得ズ
- 第五條 例規ナク又ハ重要ナリト認ムル事件ノ立案ハ豫シメ場長ノ指揮ヲ受クベシ
- 第六條 令達其他一般ノ回覧ニ付スベキモノハ庶務主任之ヲ取扱ヒ回覧ヲ終リタル後當該簿冊ニ綴込ムベシ
- 第七條 本場ヨリ發送スル公文書ニハ必ず印章ヲ捺スベシ
- 第八條 發送ノ公文書ハ庶務主任淨書ノ上番號ヲ記入シ文書發送簿ニ件名番號及月日等ヲ記載シ原議ハ簿冊ヘ綴込ムベシ
- 第九條 上長官ニ稟告スル文書ニハ場長名ヲ以テシ其他ハ事ノ輕重ニヨリ場長名若クハ場名ヲ以テスベシ
- 第十條 發送ノ公文書ニハ左ノ番號ヲ記スベシ
- 一、甲第號向上申等上長官ヘ稟申スル公文書
- 一、乙第號諸官衙其他一般人民ヘ發送スル公文書
- 第十一條 同一事件ハ其始起ヨリ終了ニ至ル迄同一番號ヲ附シ往復ヲ重ヌル毎ニ第何號ノ一二三ノ順次記入シ必ス之ヲ合綴スベシ
- 第十二條 小使ヲ以テ送達セシムル公文書ハ送付簿ヲ用ヒ必ス受印ヲ徴シ置クベシ
- 第十三條 公文書綴込簿ハ各部類ヲ分チ順次之ヲ編成スベシ
- 五、物品請求及渡方心得
- 第一條 所要ノ物品ハ總テ之レヲ物品請求簿ニ記載シ會計主任ニ差出スベシ
但シ殊ニ図面ヲ要スルモノハ寸尺等ヲ詳細ニ記シテ添付スベシ
- 第二條 會計主任ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ豫算書ニ照合シ見積書ヲ徴シ場長ノ裁可ヲ経テ成規ノ手續ヲナスベシ
- 第三條 豫算ニ明記セザル物品ノ購入ヲ要スルトキハ其理由ヲ詳記スベシ
- 第四條 物品ヲ領取シタルトキハ備品ハ備品保管簿ニ消耗品ハ消耗品領取簿ニ記載シ捺

第2章 明治時代（創立期）

印ノ上会計主任へ差出スベシ

第五條 修理ヲ要スルトキハ場長宛請求書ヲ認メ会計主任ニ差出スベシ会計主任ハ第二條ニ準シ其手續ヲナスベシ

第六條 物品ノ不要ニ属シタルトキ又ハ毀損シテ實用ニ堪ヘザルトキハ其事由ヲ記載シ物品出納吏ニ交付スベシ

六、生産物及不要品處分心得

第一條 生産物及不用品ハ各係ニ於テ其處分案ヲ起草シ場長ノ裁可ヲ受クベシ
但生産物ハ場用、配付用、払下用等ニ區別スルヲ要ス

第二條 第一條ノ拂下ヲ為サントスルトキハ其品名、数量ヲ記載シタル届書ヲ会計主任ニ差出スベシ

第三條 会計主任ニ於テ前條ノ届書ヲ受ケタルトキハ豫算書ト照合シ豫定價格ヲ査定シ場長ノ裁可ヲ經テ成規ノ手續ヲナスベシ

第四條 公入札ニ附スベキ物品ハ其係（主任）ニ於テ品位ニヨリ分類シタル見本ヲ会計主任ニ交付スベシ

第五條 拂下受授ヲ終ル迄物品保管ハ其係ノ責任トス

第六條 拂受人決定シタルトキハ会計主任立会ノ上數量ヲ檢シ物品ノ受授ヲナスベシ

七、報告心得

第一條 本場ヨリ發スル定期ノ報告ハ月報、年報、作況報告ノ三種トス

第二條 月報ハ毎月五日ニ前月ノ事業ヲ報告シ年報ハ毎年三月三十一日ニ、作況報告ハ春分、立夏、大暑、二百十日、秋分、大雪ノ六期ニ調査報告スベキモノトス

第三條 報告ハ各係（主任）ニ於テ其擔當事業ニ就キ調査シ回覧ノ後場長ニ申報スベシ

第四條 右ノ外至急ヲ要スルモノハ臨時報告トシテ場長ニ申報スベシ

八、宿直心得

第一條 技手書記ノ内一名宛輪番ニ宿直スルモノトス

第二條 宿直ハ退場時刻ニ始マリ翌日出勤時間ニ終ルモノトス

但休日ハ昇場時刻ヨリ翌日同時刻マデトス

第三條 宿直ハ庶務主任ニ於テ順次割當テ宿直順番簿ニ記名シ檢印ヲ徴スベシ

第四條 宿直者ハ公命ノ外一切場内ヲ離ルベカラズ

但疾病等不得已事故生シタルトキハ代理者ニ出場セシメ引継ヲナシタル後退出スベシ

第五條 宿直者ハ左ノ事項ニ関シ其責ニ任スルモノトス

一、本場ノ取締及火ノ元ニ注意スルコト

一、職員退出ノ後ハ場内ヲ巡視スルコト

一、諸鍵ノ管守並ニ公文書及物品ノ取調ニ関スルコト

一、非常ノコトアルトキハ直チニ場長ニ急報シ小使ヲ指揮シ諸事ニ盡カスルコト

一、電報又ハ至急公文書ハ直ニ本人ニ送付スルコト

第六條 鍵箱ヲ開キタルトキハ元ノ如ク再ビ封印シ開箱ノ理由ヲ日誌ニ詳記スベシ

第七條 宿直者ハ各宿直日誌ニ取扱ヒタル事項ヲ記載スベシ

第八條 宿直者ノ受ケタル書類ハ翌日出勤時刻ニ庶務主任ニ渡シ休日ニ當ルトキハ宿直日誌ト共ニ之ヲ次番者ニ引継クベシ

九、非常心得

第一條 本場接近ノ出火ノ際ハ速ニ出場スベシ

第二條 出場者ハ非常出頭名簿ニ氏名ヲ記シ指定ノ控席ニ詰合フベシ

第三條 本場内ニ延焼ノ虞アルトキハ各自擔當ノ書類器具等ヲ所定ノ器ニ収メ封印スベシ

第四條 場舎焼失ニ罹ラントスル場合ニハ職員一同臨機警戒防禦シ且ツ速ニ左記ノ物品ヲ安全ノ場所ニ持退クベシ

一、場長指定ノ非常箱

一、書籍及器械等

第五條 持退済ノ上ハ各之ヲ監守スベシ

第六條 其他非常ノ場合ハ失火ノ場合同様ト心得ベシ

十、出張心得

第一條 職員出張ノ命ヲ受ケタルトキハ其發着ノ月日ヲ出張命令簿ニ記載スベシ

但シ出張先キニ於テ御用都合ニヨリ他

方ニ出張シ又ハ一時歸場セシトキハ其旨
記入スベシ

第二條 職員出張命令ヲ受ケタルトキハ各自擔
任業務ノ順序ヲ明ニシ同僚ニ引継クベシ

第三條 出張先ニ於テ命令外ニ臨時ノ所分ヲ要
スルカ又ハ疾病等不得止事故ヲ生スルト
キハ狀ヲ具シテ場長ノ指揮ヲ待ツベシ然
レドモ事急遽ニ出テ其手續ヲナス能ハザ
ルトキハ其旨届出ツベシ

第四條 出張員ハ其所務又ハ取調ベノ要領ヲ書
面ヲ以テ歸場後五日以内ニ場長ヘ復命ス
ベシ

第五條 出張中本場ノ体面ニ関スル事項ヲ見聞
シタルトキハ詳細調査ヲ遂ゲ歸場ノ後場
長ニ具申スベシ

十一、常農夫心得

第一條 常農夫出勤スレバ直ニ事務室ニ備ヘア
ル出勤簿ニ捺印スベシ

第二條 常農夫ノ勤務概ネ左ノ如シ

- 一、勞役ニ服スル事
- 一、臨時農夫ヲ取締ル事
- 一、農舎内外及農具掃除ノ事
- 一、農場ノ清潔ニスル事
- 一、戸締及収獲物ニ注意スル事
- 一、農具ヲ整理スル事
- 一、家畜類ノ飼養ニ注意スル事

第三條 常ニ農場徘徊者ニ注意スル事
參觀人心得ニ違反セルモノアルトキハ
直ニ場員ニ報告シ其指揮ヲ受クベシ

第四條 火ノ取締ハ最モ嚴密ニ注意シ決シテ粗
漏ノ取扱ヒアルベカラズ

第五條 非常ノ異變アリタルトキハ場員ノ指揮
ヲ受ケ殊ニ嚴密ニ出入ヲ監視スベシ

第六條 常農夫ハ必ス農舎ニ入ルベキモノトス

第七條 主任ノ許可ヲ得スシテ吻リニ器具ヲ使
用スベカラズ

十二、小使心得

第一條 小使出勤スレバ直ニ事務室ニ備ヘアル
出勤簿ニ捺印スベシ

第二條 小使ノ勤務概ネ左ノ如シ

- 一、戸締ニ注意スル事
- 一、場舎内外及物品掃除ノ事
- 一、使役ニ服スル事

第三條 小使ハ毎日執務時間三十分前に出勤ス
ベシ

第四條 小使ハ輪番ヲ以テ一名宛宿直スベシ

第五條 常ニ場内徘徊者ニ注意シ其參觀人心得
ニ違背セルモノアルトキハ直ニ場員ニ報
告シ其指揮ヲ受クベシ

第六條 來書及物品ノ送達ヲ受ケタルトキハ直
チニ庶務主任又ハ當直者ニ差出スベシ

第七條 職員ニ面会ヲ請フモノアルトキハ其名刺
ヲ以テ該職員ニ通知シ參觀ヲ請フモノア
リタルトキハ其住所氏名ヲ參觀人名簿ニ
記入セシメ要件ヲ聞取り庶務主任ニ差出
シ指揮ヲ受クベシ

第八條 火ノ取締ハ最モ嚴密ニ注意シ決シテ粗
漏ノ取扱ヒアルベカラズ

第九條 非常ノ異變アリタルトキハ場員ノ指揮
ヲ受ケ嚴重ニ出入者ヲ監視スベシ

第十條 執務時間ヲ過クト雖トモ職員退場ノ後
チニアラザレバ退場スル事ヲ得ズ

第十一条 詰所ニテ他人ト雑談スベカラズ

第十二條 宿直者ノ許可ヲ得ザレバ決シテ場内
ヲ離ルベカラズ

十三、參觀人心得

第一條 參觀ヲ請フモノハ何人ヲ問ハズ之ヲ許
可ス

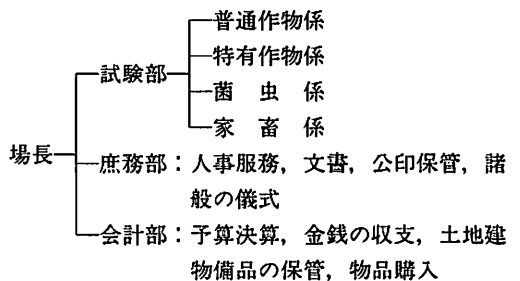
但シ瘋癲、白痴、發狂、亂醉人ハ此限
リニアラズ

第二條 參觀ヲ請フモノハ住所氏名ヲ參觀人名
簿ニ記入スベシ

第三條 參觀人ハ許可ヲ得スシテ陳列品及作物
等ニ手ヲ觸ルルヲ許サズ

第四條 場内ニ於テ定所外吻リニ放尿ヲ許サズ

農業試験場の組織は、つぎのとおりである。



第2章 明治時代（創立期）

発足当時の組織が3部4係であったが職員は技師1名、助手2名、書記1名、常農夫および小使各1名の6名であった。したがって研究・事務職員はすべてが兼務を余儀なくされていた。37年度

からは助手1名、42年度からは書記兼助手1名、44年度には助手、常農夫などが増員され計13名で運営されるようになった。

第1表 明治年間の職員数の変遷

年次	36	37	38	39	40	41	42	43	44
研究	3名	5名	4名	4名	5名	5名	6名	6名	8名
事務	1	1	1	1	1	1	1	1	1
技能	2	2	2	2	2	2	3	3	4
計	6	8	7	7	8	8	10	10	13

（2）施設などの変遷

四国支場から移管された土地及建物は、つぎのとおりである。

畑地・9反4畝26歩、水田・1町4反8畝2歩、建物・事務所32坪、内宿直室7坪、物置3.5坪、蒸発室2歩5合、収穫舎32坪、肥料小屋21坪、農夫舎及物置12.5坪、便所1坪。

設立後は建物や試験内容の変遷があったが、その概要は次のとおりである。

① 明治36年度

- 米・麦、藍、油菜、ゲンゲ等諸作物を主とし果樹および蔬菜類の栽培試験を開始する。
- 5月、方形平屋建の鶏舎4坪を増築し1畝歩の竹柵を設け、尾張国西春日井郡清洲町、水村鍊三郎より名古屋コーチン種鶏6羽を購入し、右の柵内に放養し種鶏種卵を県下へ配付するの目的を以って養鶏事業を開く。
- 8月、木戸辰三郎岡山県より来て初代場長となる。時の職員数は4名であった。
- 10月、農省務省七塚原種牛牧場より豚パークシャー種、牝牝各1頭の払下けを受け増築した長方形平屋建豚舎6坪、木柵10坪内に収容し、種豚配付の目的をもって養豚事業を始めた。

② 明治37年度

- 1月、名東郡八万村大字上八万村坂井京藏氏より

耕馬1頭を購入し耕作に使用。

- 4月、田を9反8畝29歩を借地し事業の拡張をはかる。
- 12月、場長木戸辰三郎米子煙草製造所に転出し、川村雄次郎氏再び場長事務取扱を命ぜられる。

③ 明治38年度

- 2月、応接室を取上げ参観人多数の収容をはかる。
- 3月、向坂幾三郎長崎県より転任し2代目場長となる。
- 4月、戦時に際して経費節約の折柄地所田畑1町8畝17歩を借減し、同時に養鶏、養豚事業、並に蔬菜類の栽培を廃し、鶏と豚はすべて県立農学校へ保管転換をする。
- 7月、不用に帰した豚舎を物置に、鶏舎を厩舎に修築する。

④ 明治41年度

- 2月5日、徳島県告示第47号「徳島県農事試験場ヲ徳島県立農事試験場ト改称ス」
- 3月、米麦に関する複雑な試験を廃止し最も適切なる項目ならびに完結を要する事項に止め、養鶏、養蜂、蔬菜、空地利用の花卉の栽培を始める。

⑤ 明治42年度

- 3月、水稻及麦原種田6反3畝歩を設置し、各郡市農会採種田用原種の無償配付を開始する。

⑥ 明治43年度

- ・ 3月、柿苗木育成圃、果樹整枝試験圃を開設。

⑦ 明治44年度

- ・ 3月、委託試験全部を廃止し、酸性土壌に対する委託試験を設ける。

(3) 試験事業方針の変更

徳島県農事試験場に移管後も試験の事項は四国支場より継続して実施しているものが多かったが、明治36年度の冬作より一部が変更されつぎのように述べられている。

「前略—如何せば収量を多くす可きを知らんとする試験、即ち芸芸上に関する試験は多年各作物につき種々の試験を遂行する所ありて数多の実験を経今や此種に属せるもの多くは最早試験時代を過ぎて実行時代に推移せるもの多きを見る。中略：今後は主として経済上の点に重きを置き、如何にせば生産量を節約して多額の利益を収め得られるべきやに就て試験を行い—中略—既得の経験を実地に応用すると同時に如何なる農業の経営を為すべきかは農業上最終の目的に達し得る、や此疑問を試験によって着々証明するを以て急務と信ずればなり」とあり、試験の重点を経済的試験に移行する方針を明らかにしている。

第4節 種苗の配付など

農事試験場の開設と同時に種苗及種畜配布規則を制定し種子および鶏卵の配布を行っている。

徳島縣令第四十一號

徳島縣農事試験場種苗及種畜配布付規則左ノ通り定ム

明治三十六年四月二十二日

徳島縣知事 亀井英三郎

徳島縣農事試験場種苗及種畜配付規則

第一條 農事試験場ニ於テ栽培セシ種子苗木ハ之ヲ試作セシムル目的ヲ以テ當業者ニ配付シ又全場ニ於テ飼養セシ豚兒及鶏卵雛ハ之ヲ繁殖セシムル目的ヲ以テ種畜トシテ當業者ニ配付ス

但種畜配付ハ當分施行セス

第二條 苗木及種畜ハ有償、種子ハ無償ヲ以テ配付ス

但種子ト雖モ有償ヲ以テ配付スルコトアルベシ

第三條 種子苗木及種畜ノ種類、配付時期一人當り數量、運搬費（種子）代價、請求期日等ハ其時ニ之ヲ告示ス

第四條 配布ヲ請求セントスルモノハ左ノ書式ニ從ヒ請求書ヲ提出スベシ

第五條 請求ノ數量豫定ニ超過スルトキハ請求ノ

順序ニヨリ取捨スルコトアルベシ

第六條 配付ニ要スル運搬費ハ請求人ノ自辨トス
第七條 配付ヲ受ケタルモノハ試験場ヨリ示ス處ノ書式ニ從ヒ其成蹟ヲ報告スベシ

その後明治41年10月3日に徳島県告示第585号により「種苗種畜ハ有償ヲ以テ配布ス」と改正された。

1. 稲・麦の原種

明治36年には水稻2石、陸稻5斗、裸麦1石、小麦と大麦各2斗を配布しているが、明治42年には場内に原種田を設置し各郡市役所や郡市農会が設置する原種田の種子を無償で配布することとした。

また一般配付用の原種も採種することになり、水稻では1町1反7畝26歩を割当て約20石の種籾を、麦類では8反歩を原種田とし、12石を採種し配布している。

2. 果樹苗木の育成と配布

明治42年には、柿の品種西條の優良系統を育成し、各郡市役所、または郡市農会へ無償で配布す

徳島縣知事 渡邊 勝三郎

るため9畝3歩の圃場を設置した。42年には183本であったが、43年には490本、44年には4,500本の苗木と300本の穂木を配布している。

3. 野菜・花きの種子 および鶏卵の配付

明治43年には野菜の種子を1斗6升、44年には3斗5升6合を配付している。花きについても草花種子3升2合を採種するとともに苗を1,856本を養成して配布している。

鶏卵は年間400~500個内外を生産し希望者に配布し優良系統の普及につとめた。

4. 青酸ガス燻蒸規程

徳島縣告示第五十六號

徳島縣立農事試験場ニ於テ苗木青酸瓦斯燻蒸規程左記ノ通り定メタリ

明治四十三年二月十七日

左記

徳島縣立農事試験場苗木青酸瓦斯燻蒸規程

第一條 本縣内ニ於ケル果樹其他ノ苗木ニ對スル害虫驅除豫防施行ノ為メ本縣立農事試験場ニ於テ青酸瓦斯燻蒸ノ依頼ニ應ズ

第二條 苗木類ノ青酸瓦斯燻蒸ノ施行ヲ請ハントスル者ハ左記第一號書式ニ依リ十日前本縣立農事試験場長宛願書ヲ差出スベシ

第三條 苗木燻蒸施行ニ對スル應否ハ本縣立農事試験場ヨリ之ヲ通知ス

第四條 燻蒸施行済ノ苗木ハ希望ニヨリ本縣立農事試験場ニ於テ第二號雛形ノ証明書ヲ交付ス

第五條 請求者ハ苗木ノ枯損ニ對シ如可ナル場合ト雖トモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第六條 苗木ノ般出並ニ燻蒸諸費用ハ請求者ノ負擔トス

第七條 燻蒸施行期間ハ毎年十二月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第5節 農業技術指導・教育

農事試験場規程第一條第一項に「……兼テ左ノ事項ヲ施行ス」とあり「巡回教習又ハ講話」があげられつぎの規則が定められた。

徳島縣告示第百二十四号

徳島縣農事試験場巡回講習施行規則別紙ノ通定ム

明治三十六年四月二日

徳島縣知事 亀井 英三郎

徳島縣農事試験場巡回講習施行規則

第一條 巡回講習ハ簡易ナル學理ノ應用ヲ授ケ且ツ試験場試験ノ成績ニ基キ改良方法ヲ教示スル為メ之ヲ開ク

第二條 巡回講習ノ場所及時期ハ其都度之ヲ告示ス

第三條 講習期間ハ二週間内外トシ一日ノ講習時間五時間以内トス

第四條 講習生ハ開場地ノ都市ニ住シ且ツ左ニ該當スル者ニ限ル

一 年齢滿十六歳以上ノ男子

二 農業ニ従事シ普通讀書ヲナシ得ル者

第五條 講習生タラント欲スル者ハ自己ノ住所氏名年齢職業及履歴ノ大要ヲ自書シ所轄町村役場ヲ經テ講習開始七日前ニ郡市役所ヘ差出シ開始期日ノ午前九時講習所ヘ出頭スベシ

但志願者多數ニシテ收容スベキ場所ナキトキハ郡市役所ニ於テ詮衡ノ上人員ヲ制限スルコトアルベシ此場合ニ於ケル除斥員ニ對シテハ其旨郡市役所ヨリ通知スベシ

第六條 講習科程左ノ如シ

農藝ニ必須ナル學理ノ大要

地方作物ニ関スル事項

副産物ニ関スル事項

第七條 講習生ノ所要品ハ自辨トス

第八條 講習終了ノトキハ講習中ノ成績ニ鑑ミ特ニ終了証明書ヲ授與スルコトアルベシ

第九條 講習ニ関スル順序方法ハ農事試験場長之ヲ定ム

附 則

第十條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

講話や講習などの農業技術指導件数は、第3表のとおりである。数少ない技術者が広く県下を巡回指導したのは、大変な苦勞であったと思われる。また、場の参観来場人員は年とともに次第に増加し44年には4,626人にも達している。当時の交通事情を思えば、大変な時間と労力を要したと思われるが、農事試験場を参観することによりそれだけ得るところが多かったからであろう。当時の農事試験場一覽の冒頭に「百聞ハ一見ニ如カズ!! 来レ来レ農業者、見ヨ見ヨ試験地ヲ、来ッテ聞ケ聞ケ不審ノ事ヲ、然ル上ニテ改良セヨ」とある。

また、質問事項も次第に増加し9年後には設立当初の約5倍にも達し、県農会の技術指導とともに農事試験場の技術指導の重大性がうかがえるのである。

第2表 参観・質問事項

年度	項目	来館人員	質問応答
36		1,655 人	163 件
37		1,679	219
38		1,820	237
39		2,193	232
40		2,352	257
41		2,383	285
42		3,562	672
43		4,235	898
44		4,626	828

第3表 講話・実地指導など

年	項目	講話	調査	品評会	その他	計
41						120
42		50	16		67	133
43		63	36	3	61	163
44		146	120	53	141	460

なお、技術指導のため当時としては膨大な資料が作成され配布されている。以下2,3の代表例をあげればつぎのとおりである。

・農事試験場要報第1号〔戦争に対する肥料の心得〕：(明治37年3月, 11ページ), 1,000部

・農家必携試験成績便覧：(明治37年10月, 104ページ), 3,000部がある。

そのはしがきに「旧四国支場以来多きは8年少なきも2ヵ年間の試験成績を平易に分り易い書方にて取りまとめた」とあり稲作の部, “稲ではどんな種類がよろしいか”に始まり種子交換, 選種, 浸種, 播種量, 播種期, 苗代施肥, 植え方, 灌水などの注意点を示している。以下陸稲の部, 藍の部, 大豆の部, 麦類の部, 油菜の部, 肥料の注意, 作物虫害駆除予防の仕方, 作物病害駆除予防の仕方, 副業的作物の作り方を詳細に書いてある。

・農事試験成績報告第1号：(明治39年3月, 339ページ) 1,000部。

「本報ハ明治36年ヨリ37年ニ亘リ本場ニ移テ举行シタル農事及昆虫ニ関スル諸試験ノ成績ナリ」元農商務省農事試験場四国支場に継続して設立したので試験設計は主として同支場の試験設計に基いて実施したと記述してある 内容は、稲作試験成績14項目, 麦作試験成績17項目, 大麦・小麦の種類試験, 麥藍作試験成績10項目, 陸稲作試験成績4項目, 以下大豆作, 油菜作, 紫雲英作, 昆虫試験成績, 委託試験成績(藍作, 煙草), 調査(肥料, 種子)があり各作物とも品種, 耕種, 施肥試験の結果が報告されている。

なお、報告書の末尾には、つぎの句が載っている。
植る田や百萬石も指の先
精だせば氷るまもなし水車

文 献

徳島県農会(1902~1912)：徳島県農会報, 第1号~第62号

日本農業発達史調査会編(1954)：日本農業発達史 3, 資料・復刻編

中野島村(1954)：中野島村史

横山春陽(1955)：阿波の秘宝, 徳島新聞出版部

徳島県史編さん委員会(1966)：徳島県史第5巻

日本地誌研究所(1969)：日本地誌, 第18巻, 二宮書店

農業技術研究所(1974)：農業技術研究所80年史

福井好行(1977)：徳島県の歴史

徳島新聞社調査事業局編(1981)：徳島県百科事典

宇山孝人(1982)：藍作始終略書, 日本農書全集30巻